

各都道府県、関係政令指定都市
河川主幹課長 殿

国土交通省
水管理・国土保全局 治水課
課長補佐



防災・安全交付金の要綱改正及び効果促進事業の運用について

平成28年8月以降に相次いで発生した台風により、北海道、岩手県等の都道府県管理河川において甚大な被害が生じたことを踏まえ、都道府県管理河川においても「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト一体の取組を強化することとしました。

このような状況を踏まえ、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組の強化として、総合流域防災事業を拡充するとともに、拡充に伴い運用を以下のとおりとしましたのでお知らせいたします。

1 総合流域防災事業の要綱改正について

都道府県等管理河川においても「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組を着実に推進するため、総合流域防災事業の要綱を改正し、協議会等でとりまとめる「地域の取組方針」等の内容を総合流域防災事業計画等（以下、「事業計画」という）に定めることで、流域全体のハード対策とソフト対策の一体的、総合的、計画的な推進を図ることとしました。

新たに事業計画に定めることとした i)～v)の事項については、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等でとりまとめる「地域の取組方針」等に定められた、各事項に係る現状の取組状況、取組方針及び今後の具体的な取組内容を記載もしくは添付して下さい。

2 要綱改正に伴う効果促進事業の運用について

1のとおり、「地域の取組方針」等の内容を事業計画等に定めることとしたことに伴い、事業計画等において、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施することを確認できたソフト対策等については、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要である「効果促進事業」として実施できることとします。

ただし、仮に流域内に総合流域防災事業等の基幹事業を実施している河川があっても、これまでに河川改修等のハード対策を行っていない河川で、かつ、水位計設置等の観測体制の整備も行っていない河川で実施するソフト対策等については、「水防災意識社会再構築ビジョン」の趣旨に沿ったハード対策と一体となって実施するソフト対策と認め

られず、ハード対策や観測体制の整備も含めた総合的な対策を検討することが必要であることから「効果促進事業」の対象としません。

なお、情報基盤総合整備事業については、河川等情報基盤総合整備全体計画（以下、「全体計画」という。）を都道府県等全体で作成することとしていますが、全体計画を作成していることをもって当該都道府県の全ての河川で行うソフト対策等が「効果促進事業」の対象となるのではなく、水位計設置等の観測態勢が整備された流域で、その効果を一層高めるために必要であるソフト対策等が対象となることにご留意下さい。

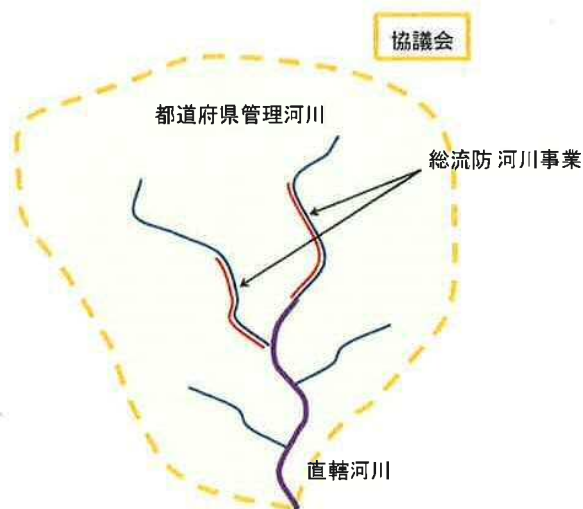
※ 広域河川改修事業等の他の事業についても、協議会を設置し、取組方針を策定した場合、事業計画に記載することとしたⅰ)～ⅱ)に相当する内容を社会資本総合整備計画に記載し、かつ新たに事業計画に記載することとしたⅱ)～ⅴ)に相当する内容が確認できる書面等の提出によって、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業であることを確認できた場合、総合流域防災事業と同様の扱い（流域単位が原則）とします。

(参考) 変更のイメージ

1 基本パターン

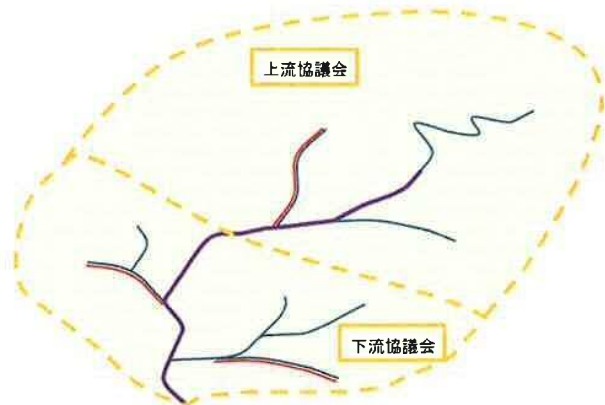
事業の実施内容等の項目に加えて、協議会等で定めた具体的な取組方針等の内容を事業計画に定めた場合、基幹事業である総合流域防災事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業であることを確認できることから、事業計画等に定められたソフト対策等を効果促進事業の対象とします。

なお、効果促進事業は防災安全交付金の基幹事業と一体となってその効果を一層高める事業であることから、防災・安全交付金の基幹事業を実施していない場合、基幹事業との一体性が確保されないことから効果促進事業の対象としません。



2 一つの流域で協議会が複数ある場合

総合流域防災事業は流域単位が原則ですが、流域が広い場合、全体を一つの計画にすることは困難なことも想定できることから、協議会毎に事業計画を策定することも可能です。



3 情報基盤総合整備事業との関係

情報基盤総合整備事業を実施する際に策定する全体計画は都道府県等全体で作成することとしていますが、全体計画を作成することをもって、都道府県内全ての河川が効果促進事業の対象となるわけではありません。

河川事業等を実施している流域や、水位計等を設置するなどの観測態勢を整える流域において、基幹事業である情報基盤総合整備事業等と一体となって効果を促進すると認められるソフト対策等により「効果促進事業」の対象とします。

